

1 「公民館の改修に関わる指針」に基づく公民館の改修予定について

(説明者：生涯学習部長)

「公民館の改修に関わる指針」に基づき、昭和50年代後半に建設された公民館を大規模改修の対象とし、その改修計画の方向性を定めるもの

(1) 主な意見等

○出張所併設館等改修に当たって設置される「検討委員会」は、どのような役割を担うのか。

→建設場所や規模などについて検討してもらう組織を地元を設置していただくものである。

○出張所移転やホール建設を伴うような公民館の改修を教育委員会で担当するのか。

→教育委員会だけで進めることはできない。市長部局とともに進める必要がある。

(2) 結果

○ 原案を一部修正して承認